

【りゅうぎん Visa デビットカード キャッシュレス・消費者還元事業に関する特約】

第1条（本特約について）

りゅうぎん Visa デビットカード キャッシュレス・消費者還元事業に関する特約（以下「本特約」といいます）は、琉球銀行（以下「当行」といいます）が発行するりゅうぎん Visa デビットカードの会員に対し、キャッシュレス・消費者還元事業（以下「本事業」といいます）に則った消費者還元を実施するにあたっての事項をとり定めるものとします。

第2条（ポイント還元）

本事業期間中、本事業に参画する加盟店でりゅうぎん Visa デビットカードが使用された場合、本事業でとり定められた還元率によるポイント還元を行います。なお、ポイント還元は、1ヵ月毎に前月の利用金額に応じた還元を、あらかじめ会員から決済口座として届け出られた会員名義の当行口座に振り込むものとします。

第3条（ポイント還元の停止・取消し等）

当行は、会員が次の各号のいずれかの事由に該当することが判明した場合には、当該会員について、判明した時点以降のポイントの還元を停止します。また、当行は、当該会員に対し、以後の本サービスの利用を停止し、又は会員としての登録を取り消すことができるものとします。本条の場合、当行は、当該会員に対し、既に付与したポイントを取り消すことができるほか、国、補助金事務局又は各登録決済事業者に生じた損失額に相当する金額を請求することができます。

(1) 会員に帰責する以下の不当な取引が発生した場合

- A 他人のりゅうぎん Visa デビットカードを用いて決済した結果として、自己又は他社が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- B 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事実に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他社が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
- C 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けるとのみを目的として、りゅうぎん Visa デビットカードによる決済を行い、自己又は他社が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- D 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他社が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- E 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他社が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- F 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他社に本事業における

消費者還元に基づく利益を得させること

G その他補助金事務局が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

(2) 不当な取引が発生した疑いがあるとの補助金事務局又は各登録決済事業者からの通知を当行が受けた場合

以上